

## 令和3年度第4回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和4年2月3日(木) 14:03～15:18

場 所 Web開催(Zoom)及び船橋市役所本庁舎 6階 602会議室

出席委員 佐藤 彰一 全国権利擁護支援ネットワーク 代表  
矢部 智之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部  
森本 亨 千葉県弁護士会京葉支部  
澁澤 茂 千葉県社会福祉士会 会長  
野口 友子 船橋市障害者成年後見支援センター センター長  
原田 裕仁 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部 千葉県支部長  
丸山 恭平 船橋市社会福祉協議会 事務局次長

オブザーバー 吉田 美奈子 千葉家庭裁判所 主任書記官  
吉田 真悟 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 健康・高齢部 土屋部長  
地域福祉課、地域保健課、障害福祉課 各課長及び担当職員

事務局 地域包括ケア推進課 斎藤課長、窪田課長補佐、後藤課長補佐  
ほか職員

次 第 1. 開会  
2. 議事  
(1) 船橋市成年後見制度利用促進基本計画(素案)のパブリック・コメントについて  
(2) 船橋市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について  
(3) 来年度の会議体について  
(4) 来年度のスケジュールについて  
3. 閉会

傍聴者 なし

会議の公開・非公開の区分 公開

1 4 時 0 3 分開会

## 1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 窪田課長補佐）

皆さん、お時間かかりまして申し訳ございません。定刻をちょっと過ぎておりますが、ただいまより令和3年度第4回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆様におかれましては、本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

当初対面での会議を予定しておりましたが、このようなコロナウイルス感染拡大の状況から、佐藤会長にご相談させていただきまして、ウェブ開催とさせていただきました。

急遽の開催方法変更により、ご迷惑をおかけいたしております。ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

また、事務局のほうですが、船橋市社会福祉協議会、船橋市地域福祉課、障害福祉課につきましては、当初予定しておりました市役所602会議室に参集させていただきまして、画面を共有しながら行う形をとっております。

パソコンの台数の関係上、地域福祉課、障害福祉課につきましては、1台のパソコンで対応する形としております。画面に映る名称が「市役所関係各課等」となっておりますが、質疑のある場合はその画面から意見交換等をさせていただきたいと思っております。

対面の会議とは違いますが、意見交換等しづらい部分があるかと思いますが、不都合な点等ございましたら、事務局までお申しつけください。

本日の欠席者でございますが、赤堀委員から欠席のご連絡を受けております。

続いて、傍聴でございます。本日、傍聴を希望される方はございませんでした。

続きまして、議事に先立ちまして本日の資料を確認させていただきます。事前に送付しておりますお手元のほうをご確認、ご用意をお願いいたします。1枚目、まず次第でございます。次に、資料1「船橋市成年後見制度等利用促進計画（素案）意見募集（パブリック・コメント）の結果について」、こちら1枚でございます。次に、資料2「船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」でございます。続きまして、資料3-1、A4横の「中核機関設置に向けた会議体について（案）」、続きまして、資料3-2「地域ケア会議等を活用した権利擁護支援の推進について」、続きまして、資料4、A4横「来年度のスケジュールについて」、以上でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、ウェブ会議を行うに当たっての注意点をお伝えさせていただきます。

ご発言される際は挙手をお願いいたします。会長が順番に指名させていただきます。またご発言される際は、最初に自分の名前をお願いいたします。

音声につきましては、ご自身の発言のとき以外はミュートにさせていただきますようお願いいたします。ご発言の際にミュートを外していただき、終わりましたらま

たミュートにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、これ以降の議事につきましては、船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱第7条に基づき、会長が議長となり議事を整理することとなっております。会長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議事

### (1) 船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）のパブリック・コメントについて

#### ○佐藤会長

本日は皆様、よろしくお願いいたします。令和3年度第4回の計画会議を開催いたします。

今、事務局から説明がありましたように、当初は対面という予定だったのですが、こういう感染拡大の中で対面は無理だということで、こういう形を取りました。書面で会議をやるという案もあったのですが、今日は令和3年度の最後の会議ということで、いくつか重要な事項もございますので、役所にご無理を言っていまいしょうか、Zoom会議というのは役所がやると非常にいろいろなセキュリティのチェックが入って大変な準備が必要になるようがございますけれども、そこはお願いをして準備をしていただいて、こういうオンラインの会議ということになっております。いろいろとパソコンが倒れたりということもあるかもしれませんが、何とぞ皆様のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、次第に沿って議事を進めたいと思います。

まず議題の1、先ほどご案内ございましたように、パブリック・コメントについて結果が出ておりますので、それについて事務局からご説明をいただきたいと思っております。

#### ○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局の國島でございます。聞こえますでしょうか。使用するパソコンの電波状態が悪く、席を移動した関係で私の顔が映らないのですが、全体のところにおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

パブリック・コメントの結果についてということで、事務局よりご説明させていただきます。

船橋市成年後見制度利用促進基本計画につきましては、前回の協議会で説明させていただきましたとおり、令和3年12月15日から令和4年1月14日まで船橋市パブリック・コメント手続に関する要綱に基づいてパブリック・コメントを実施いたしました。今回は、その結果についてご報告をさせていただきます。

資料1をご覧くださいと思います。パブリック・コメントの結果ですが、意見の受付がお一人様で4件いただいております。こちらはお一人というよりは法人の方から4件いただいたという形になっておりますので、法人の立場としての意見の内容になっているところでございます。

それでは、こちらの資料について説明をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の意見、「事例の開示について」というご意見をいただいております。「成年後見人の対応はケースにより様々な対応を行っています。難しいケースに対応するには、専門家による知識や対応事例を得ることで対応の幅ができ後見人のレベルアップが図れます。ぜひ事例の開示ができる仕組みを作っていただきたい」というご意見でございました。

こちらのご意見に対しての市の考え方といたしましては、計画の38ページにも記載させていただいておりますけれども、後見人に向けた研修会等を予定しております。事例につきましては、こちらの意見では「事例の開示」という言い方をされているのですが、事例の開示となると、基本的には個人情報を取り扱うものなので難しいのではないかとおもうのですが、研修の方法として、事例の研究ということは重要な方法の一つであるかとは思いますが、個人情報に配慮した方法で研修を行っていきたいという回答をさせていただいております。まずそれが1件目です。

2件目、「福祉サービスの相談窓口の設置」というところでご意見をいただいております。「被後見人の障害の程度により様々な福祉サービスがあります。より最適なサービスを受けられるよう、わたくし達が相談できる窓口をお知らせください」というご意見です。

こちらは本計画の44ページに記載させていただいておりますが、中核機関を設置しまして、後見人支援を行うということを予定しておりますので、そこで対応ができたらいいのではないかと考えております。中核機関が必要に応じて関係各課の窓口につなぐ役割を担っていくということで回答させていただいております。こちらが2件目でございます。

続きまして、3件目です。「市民後見人の育成」のご意見です。「成年後見は本人が死亡するまで業務が続きます。当NPO法人では新しい会員の継続的な参加が必要です。その育成に関してご協力をお願いしたいと思います」というご意見でございます。

こちらにつきましても、計画のほうに記載させていただいておりますが、権利擁護支援に携わる担い手の育成につきましては、重要な課題と市としても捉えておりますので、市内の様々な場面で権利擁護に携わる人を増やしていけるように、その方策については今後検討していきたいと思っております、という回答にさせていただきました。

最後ですけれども、「成年後見制度の拡大に関して」というご意見でございます。「現在の専門家、親族による成年後見人では受任に限りがあり、対応が難しくなることが予想されます。今後、中核機関を設立し、成年後見制度を啓蒙、法人後見人を育成、支援されていく中で、専門家、親族はもちろんのこと、第三者後見人としての実績がある法人（NPO法人を含む）を候補者として、後見開始申し立てに繋げる仕組みを作っていただきたいと思っております」というご意見でございました。

こちらは、内容としては受任調整に係る部分なのかと思っております。民間の方のマッチングに関しましては非常に大きな課題があるかと思っておりますが、まずは受任調整の仕組みをつくることから、というところがあるかと思っておりますので、先行している

他市の状況を参考にしながら、千葉家庭裁判所と協議を重ねて、実施方法についてはこれから検討していきたいという回答をさせていただきました。

以上、パブリック・コメントの内容でございます。いただきました質問の内容を精査しましたところ、計画に盛り込まれている内容ではないかというところございましたので、特に計画の修正は必要ないものと考えております。こちらは議題2の計画の承認へ続く内容となりますけれども、佐藤会長、いかがでしょうか。

以上です。

○佐藤会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまパブリック・コメントの内容についてご紹介をいただきまして、その結果としてこの会議で立てた計画素案の修正は必要ないというご説明でございました。4件の意見がございましたけれども、その意見と事務局の説明につきまして、ご出席の委員の皆さん、あるいは関係部局の皆さんから何かご意見ございますでしょうか。

挙手といってもなかなか見えない感じなので、ご発言される際にはミュートを外して、誰それですと言っていたほうが分かりやすいかと思います。

特によろしいですか。分かりました。

それでは、第一の議題につきましては、ここまでにさせていただきたいと思いません。

## （2）船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について

○佐藤会長

それでは、議題の2つ目になります。計画素案です。これは今日決議をすれば、（素案）が外れるわけですがけれども、「船橋市成年後見制度利用促進基本計画（素案）」について、話を移したいと思えます。

これは、今日このようにウェブでやっていることとも関連しますけれども、議決事項でございまして、この会議の最終的な承認をするという立てつけになっておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうから説明するのも何ですが、「成年後見制度利用促進計画」という名称は、国もそういう名称をつけておりますけれども、中身は地域における権利擁護支援の推進を図るものとしております。ですから、成年後見制度だけを見渡すような計画には、国の基本計画もそういう形にはなっていないということは、ご参加の皆様は重々ご承知のことかと思えます。

というわけで、地域の中でどのような権利擁護支援をしていくのかということが要になりますので、私どもの計画素案もそういう位置づけでつくられております。

その中で、社協がやっている日常生活自立支援事業、これはどの地域でも大変重要な役割を担うことになるわけですが、これについても計画の中で私どもが取り扱って議論をしてきたわけでございます。

船橋市社協の役割というものが、なかなかこれまで十分に我々に見えなかったというところがありますので、この計画の議論の前に、船橋市社協のほうから今後の社協の役割あるいは展望について、ご意見をいただければと思っております。今日は丸山さんがご参加されていますので、船橋市社協の見解というものをご説明いただけますでしょうか。

#### ○丸山委員

船橋市社会福祉協議会、丸山でございます。

前回、会議の中でやや唐突にお話をさせていただいた部分がございますので、今回、改めて私どもふなばし高齢者等権利擁護センターとしての今後の考え方をお話しさせていただきたいと思っております。

まず、日常生活自立支援事業でございますが、現在、待機の方が25名いらっしゃいます。まずは私どもとしては、この待機者の方の解消を最優先に考えたいと思っております。

船橋市にもご相談させていただくことにはなると思いますが、令和5年にプロパー職員を2名増員させていただき、専門員として配置することができれば、新規調査に人的資源を投入することができますので、待機者が減って新規契約者数が現在の20名程度から40名程度に増加することが見込まれます。

また、直接の支援を担う生活支援員の確保も重要な課題でございます。私どものホームページ、広報紙等で募集をかけておりますが、こちらも令和5年度から中核機関で実施する権利擁護サポーター養成講座を卒業された方を受け入れさせていただくことにより、その人材を確保できるものと考えております。これによりまして待機者数を減少し、また、新規契約者を増加させていただくことで、日常生活自立支援事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

もう一つ、法人後見事業でございます。今申し上げたとおり、当面の私どもの課題は日常生活自立支援事業の推進でございます。待機者の解消を最優先に考えておりますが、そちらの解消と人材確保のある程度のめどが立った段階で、今日、この協議会にご参加いただいている皆様、また、新年度に新たな会議体ができるというふうに聞いております。その会議体にご相談させていただきながら、少しずつ進めていきたいと考えております。

当面は私どもの日常生活自立支援事業で契約継続が困難になった方を対象に、まずは始めさせていただければと考えております。

今後とも皆様のお力をいただきながら、私どもの事業を進めていきたいと考えております。

社会福祉協議会の説明は以上です。

#### ○佐藤会長

ありがとうございました。

今の船橋市社協の今後数年間に及ぶ試算に基づくご説明に関して、この4月から中核機関を担う事務局のほうから何かコメントございますか。

斎藤課長、どうぞ。

○事務局（地域包括ケア推進課 斎藤課長）

課長の斎藤でございます。皆様、お疲れさまでございます。

今、社会福祉協議会のほうから説明がございましたように、日常生活自立支援事業が非常に重要なポイントを占めるというふうに市も認識しております。今後、市として社会福祉協議会が目指す姿を全面的にバックアップするというような姿勢でこれに対応していきたい、そのやり方を検討していきたいと担当課としては考えております。

また、これまで社会福祉協議会が受託しておりました市民後見人養成講座につきましては、現在、障害福祉課のほうで事業を所管しております。少し先にはなりませんが、来年度皆様方にご相談させていただきながら、令和5年度から中核機関が実施する生活支援員等の養成につながるような市民後見人養成講座を開催できればと、現時点では思っております。

こういった新たな人材育成というのも非常に大事なことでございますので、この実施方法についても、協議会の先生方のお考えを伺いながら進めていきたいところもございます。

まとめますと、現在皆様方にお力添えをいただいた素案につきまして、事務局といたしましては、社協の決意もございますので、現行のままいかせていただければと思っております。

○佐藤会長

斎藤課長、ありがとうございます。

今、社協の説明と事務局の説明と両方伺ったわけですが、委員の皆様の方で質問なりご意見というものがございませうでしょうか。

丸山さん、日自の待機者は現状で何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○丸山委員

現在25名の方にお待ちをいただいているところでございます。

○佐藤会長

ほかの委員の皆様、どうでしょうか。

日常生活自立支援事業は、千葉県は比較的、数が少ない県なのですが、その中でも船橋市は大変数が少なく、近隣市に比べても人口規模64万人にしては契約者数が少ないということで、これを今の船橋市社協のご説明だと徐々に上げていきたいというご説明がございました。

待機者の数が減らないと、待機していると結局使えないという状態が続くので、これをできるだけ早期に解消していきたいという船橋市社協さんの将来計画を今伺ったわけです。この将来計画について市のほうも全面的にバックアップしたいというご説明をいただいたわけですが、委員の皆様で何かご意見ございますか。

矢部委員、どうぞ。

○矢部副会長

日自に関して、社協さんのほうでしっかりやっつけていらっしゃるので、細かい内容に関しては私もよく分からないのですけれども、数字だけを見た限りでは、以前の社協さんの説明だと待機期間が平均で3か月ぐらいとおっしゃっていたような記憶があります。何となくそれが通常なのかなと、何ら問題ないかなと思っていたのですが、今この試算の表を見た限りでは、令和3年だと新規契約が8、待機が25の数字というのは、正常に回っているのでしょうか。ちょっと遅れぎみなのか。もし遅れぎみだったら、プロパー職員は令和5年度まで待たなくてもいいのかなという気がしたので、単純にその辺のところをご回答いただければと思います。

○佐藤会長

これは、丸山さんか斎藤課長かどちらでも結構なのですが。  
丸山さん、どうぞ。

○丸山委員

令和3年度の数値に関して言えば、一時期、緊急事態宣言等が出ていたことから、対面での接触を極力減らすという対応をとっておりました。通常の支援の方に関しましても必要最小限の時間、回数ということで行っていた関係上、新規調査が一時的に止まっていた時期がございました。その影響もありまして、令和3年度につきましては、件数がほかの年と比べて減少しているところでございます。

また、職員の確保につきましては、私ども自前で用意することがなかなか難しい小さな組織でございますので、船橋市に相談させていただきながら、職員の確保については進めていきたいと考えております。

○佐藤会長

ありがとうございました。  
矢部委員、よろしいですか。

○矢部副会長

(うなづく)

○佐藤会長

事務局のほうから、今のご質問について何かございますか。  
斎藤課長、どうぞ。

○事務局（斎藤課長）

現状、社会福祉協議会さんのほうで実際に業務に携わっていらっしゃる方が、やはり少し少ないように私のほうは感じております。ご承知のとおり船橋市には高齢

者が15万8,000人おります。これから16万人、17万人と増えてまいりますので、当然、対象となられる方もいらっしゃるでしょうし、時の流れとともに増加傾向は確実なものですから、社会福祉協議会として常時請け負うことができるキャパシティは増やさなければいけないので、こういった試算を出して、頑張りたいという意思を尊重したいと考えております。

○佐藤会長

ありがとうございました。

今の点につきまして、矢部委員よろしいですか。

○矢部副会長

(うなずく)

○佐藤会長

3か月というのが短いのか長いのかは議論があるところだと思いますけれども、現在、後見でも3か月かからないで審判が出るというのが普通だと思います。日常生活支援事業というのはもっと機動力のあるものでないと、待機していつまでも待たされると、生活に支障を来すことになります。その辺は社協さんもよく分かっていると思いますけれども、できるだけこれを早期に解消して、成年後見制度しか使えないというような状態を解消していくことが地域づくりにとって大変重要だと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、この点についてはそんなところでよろしいでしょうか。

特に計画そのものの説明については、この会議体でいろいろと議論しておりますので、事務局のほうから改めて説明というのは予定していませんが、今の船橋市社協並びに事務局のコメントを加味して、計画の素案は我々が議論した内容で、修正なしで承認ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長

よろしいですか。

では、承認されたということで、次の議題に進みたいと思います。

### (3) 来年度の会議体について

○佐藤会長

次の議題は、来年度のこの会議の継承というか、発展的に改組するわけですが、来年度の会議体についてご説明いただきたいと思います。これも決議事項となっておりますので、皆さんの議決をいただくことになります。

事務局の方、お願いいたします。

○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局から説明させていただきます。

議題3「来年度の会議体について」、説明をさせていただきたいと思います。資料3-1と資料3-2をお手元にご用意お願いいたします。

来年度の会議体につきましては、前回の協議会にて議題として上げさせていただいたところなのですが、前回いただいた委員の皆様の見解を踏まえて、来年度に向けて、より具体的に今回明示させていただきました。実際に専門職の皆様方のご協力をいただくものとなっておりますので、この会議でご承認をいただければと思います。

協力の依頼につきましては、各団体の了承も必要かと思っておりますので、本日確定というわけではなく、大枠としてご了承いただきたいということで、細かな部分につきましては、後日調整をさせていただければと思っているところでございます。

それでは、資料について説明をさせていただきたいと思います。

まず3-1の資料をご覧くださいと思います。前回提示させていただいた内容に、より細かく具体的なものを付け加えた形でございます。

会議体を3つご用意させていただきまして、まず一番上です。権利擁護支援等推進協議会、今、こちらで開いている会議そのものなのですが、こちらを来年度は年2回にさせていただき、予定の月は5月と11月にしたいと思っているところでございます。

構成員についてですけれども、今回参加していただいている皆様に加えまして、令和4年度から新たに委員の追加を我々のほうで考えているところでございます。その委員さんをお話しさせていただきますと、まずは医師、それから民生委員、あとは現場の職員という話も前回の協議会でもございましたので、包括支援センターの職員、生活支援課、さーくる、ケマネジャーと、この辺の6つの団体の方に参加していただくかと考えているところでございます。皆様のご承認を今回いただければと思います。

こちらの協議会の内容につきましては、成年後見の利用促進計画に関することや中核機関の運営に関すること、権利擁護支援に関すること、連携ネットワークに関すること等を考えておりまして、引き続き来年度もこの協議会を通じて議論させていただきたいと思っているところでございます。

続きまして、権利擁護支援定例会議です。こちらにも実際のケース支援の会議ということで位置づけさせていただいてまして、開催頻度が年4回、月が6月、9月、12月、3月の第1木曜日で開催ができればと思っております。あくまで予定ではございますので、変更する可能性もあるかとは思いますが、日にちが決まっていたほうが皆さんも予定を組みやすいかなということで、この4つの月の第1木曜日にさせていただきたいと思っているところでございます。

構成員につきましては、学識経験者と弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者成年後見支援センターということに、ひとまずさせていただいたところでございます。障害者成年後見支援センターのほうでは、法人後見の支援という形で助言をしてい

ただくような立場で、この場に入れさせていただいているところでございます。

こちらの会議に事例を提出していただく者としまして、中核機関職員、一次相談機関、あとは後見人支援も兼ねていますので、後見人からの事例も受け付ける形で行きたいと思っております。この会議体はあくまで専門職向けということで、親族後見人は含まない形にしております。

内容につきましては、権利擁護支援方針の検討、困難事例の検討やネットワーク・役割分担、後見人の支援。行く行くになります、受任調整ということも出てくるかなと思っております。法人後見支援につきましても、随時実施できればと考えているところでございます。こちらの会議については以上です。

続きまして3つ目、専門職相談ということで、これは回数制で臨時開催という形を取っております。実際の助言をいただく専門職の方については、前は弁護士さんだけを載せさせていただいたのですが、今回、弁護士、医師、司法書士、障害者成年後見支援センターという形にさせていただいたところです。基本的には1名の方に助言いただく形で、場合によっては複数の専門職の方に声をかけさせていただく形を取ろうかと思っております。

こちらのほうは、中核機関の職員や一次相談機関の職員が、法的課題についての助言を受けたいとか、医療的な判断についての助言を受けたいとか、そういったときに使えるような臨時会議で、定例会議の穴埋めをするような会議で使えればと考えているところでございます。こちらについては、親族後見人も内容によっては含めてもいいのかなと思っております。

基本的に市役所とか専門職の方々の事務所とかで、専門職から中核機関や一次相談機関へ助言をしていただく形を取りたいと思うのですが、今回、新たに付け加えさせていただくところが、必要に応じてこちらの専門職の方に、地域における既存の会議体にアウトリーチしていただいて、その場で権利擁護支援、意思決定支援の助言等をしていただく形にできないかなと考え、今回提案させていただきたいところでございます。その細かな説明が2枚目の3-2という資料になります。お手元にありますか。

基本的には、既存の会議体であればどの会議体でも、アウトリーチし助言をしていただくという形を取りたいと思うのですが、我々のほうでメインになりそうだと思う会議が地域ケア会議です。ここにいらっしゃる委員さんの中にも地域ケア会議のメンバーの方もいらっしゃると思いますし、ご存じの方もいるかと思いますが、改めて説明をさせていただきます。

地域ケア会議は、船橋市の24コミュニティごとに設置しております、下の図を見ていただくと分かりやすいのですが、2つの会議体として構成されています。地域ケア会議自体は、地域包括ケアシステムの一環として個人に対する支援の充実や、それを支える社会基盤の整備を進めていく手法として、地域住民の代表や社会福祉協議会、地区社協、地域の医師などを構成員として運営を行っている会議で、全体会議と個別会議の2つに分類されて、全体会議のほうは社会基盤の整備を進めていく会議、個別ケア会議は個別のケースの支援をする会議という形になっています。

個別ケア会議で、例えば身寄りのいない方や、おひとり暮らしで認知症で財産の管理ができないという方などを検討して、事例を取り扱ったものを全体会議のほうで吸い上げて、それを地域づくりに生かしていただくというような内容の会議になります。

この個別ケア会議が、権利擁護の端緒といたしますか、きっかけとして、おひとり暮らしで認知症があるということを地域の方々から通報をいただいてこの会議を開くということで、権利擁護を必要とする対象者を発見する上では最初の段階で開かれる会議体ですので、こういった会議を活用して、専門職の方々にこの会議に行っていて助言をしていただけると、権利擁護支援定例会議の出張版のような形でできるのではないかと考えまして、今回提案させていただいたところでございます。

2ページ目の図をご覧くださいますと、地域ケア会議等を活用した権利擁護支援のスキームということで、このような形で中核機関の職員が個別ケア会議に参加しつつ、必要に応じて法律の専門職の方に行っていただく形をつくれたらいいのかと考えてみたところでございます。

基本的にこの個別ケア会議は福祉の専門職が集まることが多く、ケアマネジャーや包括職員が参加しているので、福祉の専門職はもう担保されています。さらに法律の専門職の弁護士、司法書士に行っていただき助言していただく形をつくれれば、より積極的に地域に向けて権利擁護支援の推進ができるかと考えまして、提案させていただきました。

メリットとしては、一番下に書かせていただいておりますが、早期の段階から適正な権利擁護支援の検討をすることができる。これは結構大きなメリットかと思っています。

既存の会議体を活用するため、新たな仕組みをつくる必要がない。専門職の方々には地域に出向いていただく必要がございますので、そこはすみません、ご足労をかけてしまうというところはありますが。

あとは地域の対応力向上です。個別ケア会議で揉んだケースを地域の関係者が全体会議のほうで話し合っ、地域づくりに生かしていただくというところ。

そしてネットワークの強化、また、権利擁護の視点を取り入れた地域づくりの推進等が考えられるかなというところでございます。

注意点としては、これがメインというわけではなく、あくまで専門職相談の一つの在り方を提案させていただくものでございまして、全てこの形で実施するものではありません。このような形で実施する方法も視野に入れてやっていきたいと考えたところでございます。これはあくまで高齢者分野の会議体の話ではあるのですが、障害分野においても、地域で開かれるケース会議等にアウトリーチすることも想定しております。

議題3の説明は以上になるのですが、まとめますと、皆様に今回承認いただきたいこととしては大きく3つです。

まず、来年度の会議全体についてです。

2つ目が、協議会の新たな構成員について、医師、民生委員、包括支援センター職員、生活支援課、さーくる、ケアマネジャーの参画についてのご了承。

3つ目が、専門職相談の活用方法として、アウトリーチ相談の実施についてです。以上でございますが、いかがでしょうか。

○佐藤会長

ありがとうございました。

一度お話をいただいていた点を、さらに詳しく来年度に向けて整理されてご提案いただいているわけですが、今のお話を聞いてもにわかにはなかなか理解できないところがあるのかなと思います。委員の皆様、ご質問、ご意見等ございましたらいただきたいと思います。

森本委員、どうぞ。

○森本委員

権利擁護支援等推進協議会という現在も続いている会議について、年2回にしていくということで、この構成員は基本的には拡大していくにしても、今所属している人というイメージなのかなと思うのですが、その下の権利擁護支援定例会議というのも同じような形になるのか。もっと言えば、専門職相談の弁護士、司法書士などの専門職も今この会議体に所属している人がイメージになっているのか。多分、全部というのは回らないと思うのです。なので、弁護士にしても他の弁護士等である程度やっていかないと、今、弁護士という立場で参加しているのは、この場では私一人なので、一人ではまず回らないと思います。要は、弁護士に限りませんけれども、ほかのメンバーを補充して定例会議や専門職相談をやっていくというイメージでいいのかどうか。その場合に、こういった形で契約というか、立場にするのかということ。委員として選任するのか、アドバイザーとして契約するのか、あるいはその都度、会に要請して出してもらおう形になるのか。あまりまとまらなかったですが、そういったことをお聞きしたいのですが、よろしいでしょうか。

○佐藤会長

来年度の会議体全体について、人となりというか、担い手のところを中心にご質問いただいたわけですが、事務局のほうで今の森本委員のご質問に対して、回答というか、何か具体的にこうだというのは今の段階では言えないかもしれませんが、こういう考えであるというふうなお考えをお示しいただけるのであれば、お示しいただきたいと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

こちらの会議体、回数についてはなるべく専門職の方々のご負担を減らすために、定例会議を年4回にしたという経緯もありましたが、確かに専門職相談も加えると、お一人の専門職の方ではかなり厳しいのかなと我々のほうも考えておりました、各団体で何名か参加していただける方を募っていただきまして、行けそうな方に声をかけさせていただくという形なのかなと考えているところではございます。

我々の市で高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議というものをやっております

して、そこでよく弁護士の派遣をお願いさせていただいているのですが、実際に今担当の方がお一人なので、どうしてもお一人に偏ってしまうのですが、いつ大丈夫ですかとお声をかけて、来ていただいたらその都度報償を払わせていただく形を取ってありまして、アドバイザー契約というよりは、実際に来ていただいた実績に応じて毎回報償費をお支払いさせていただいている形になっております。ですので各団体のほうから推薦していただいと考えているところでございますが、いかがでしょうか。

○佐藤会長

ありがとうございました。

要するに、個別ケア会議というアウトリーチの会議に出ていただく先生は、委員の先生に限らないというイメージだと思います。ただ、専門職であれば誰でもいいというわけではないので、こういう福祉の分野にある程度精通している方を先生方のほうにご推薦いただきたいというイメージなのかなと思ってありますが、森本委員、いかがでしょうか。

○森本委員

少し安心しました。会のほうに推薦依頼という形になるのかなとは思いますが、事前にも、事前に弁護士であれば私のほうにお話しいただければ、しかるべき形になるようにできます。高齢者障害者支援センターの弁護士会内の関係委員会に参与していますので、その辺りで人選の点で問題ないようにするということは、弁護士に関しては私と連携すれば可能ではあります。

○佐藤会長

恐らく、年2回の定例会議の委員には、今参加されている方々プラスアルファで何人か加えるイメージかと思いますが、個別ケア会議でお願いするのは、弁護士さんの場合には森本委員に相談する、司法書士の場合は矢部委員に相談をする、そんなイメージかなと。矢部委員に全部やってくれという話ではなくて、司法書士会にも何人かいらっしゃいますから、そこをご推薦いただく形で回していくというイメージかなと思ってあります。

実際に4月に入って進めるときに、どういうことになるのかは事務局のほうでいろいろと苦労されると思いますけれども、イメージとしてはそのようなイメージなのかなという感じです。

今の説明でよろしいですかね。矢部さん、いいですか。

○矢部副会長

私もそれで全然問題ないと思います。

意見として、会議体2つと専門職相談、この3つある中の上の2つは定例会議のような感じなので、我々司法書士だったら司法書士会もしくは成年後見センター・リーガルサポートという形で構成員を提示してもらって、専門職相談に関しては、

その都度、随時でしょうから、中核機関の職員がこういったアドバイスをもらいたいと思ったら、逆に司法書士という形で一本釣りしてもらえばいいのかなとは思っております。私からの意見です。

○佐藤会長

ありがとうございました。

今のご意見を参考にしながら、4月以降、事務局のほうでいろいろと手続をとっていただくことになろうかと思えます。

ほかに委員の皆様、ご意見ございますか。

○原田委員

行政書士の原田です。よろしくお願ひします。

地域ケア会議に関しまして、私も2回ほどこの会議で意見をさせていただきました、特に船橋市という地域はどの自治体と比べてもかなり大きな地域なので、既存のものを活用できないかという意見をさせていただきました。國島様はじめ、この表をつくっていただいたり、非常にいい取組になるのではないかと思います。

その中で、例えばこの図の中で、フローチャートの確認みたいなものなのですが、個別ケア会議がまずあって、そこで上がってきたものが中核機関職員によって、もう一つの表の例えば専門職会議等に上がって、また下に下がっていくということで、専門職会議が随時の開催とはいえ、少し時間がかかって、また個別会議に戻っていくというと、個別会議は結局2回開かなければいけないような感じになっているフローになるのか、それとも、それは一度やっているんで飛ばして、あとは対応だけを専門職の方々が意見できるのかによって、機動性がちょっと変わってくるのかなというのがあります。これは運用の中で随時対応していただけるのかとは思いますが、個別ケア会議が二重開催にならざるを得ないフローなのかという点だけちょっと気になったので、まだ方針はないのかもしれないですが、お考え等があれば伺っておきたいと思えます。

○佐藤会長

今の点につきまして、事務局のほうから何か説明ございますか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

すみません、ちょっと紛らわしい図になってしまっていたので、今ご覧いただくところがスキームの図ですね。個別ケア会議から①対応依頼があって、②で必要に応じて派遣依頼を法律専門職にさせていただいて、③でアウトリーチと派遣が同時のイメージでございます。場合によっては中核機関の職員だけが個別ケア会議に参加するパターンと、これは法的な問題があるかなという場合には法律専門職に声をかけてさせていただいて、我々中核機関職員と法律専門職と一緒に個別ケア会議に参加していただくという形でございます。

2回開催するというわけではなくて、ご依頼があったときにその内容を精査して、

中核機関職員だけにするのか、法律専門職と一緒に訪問するかは吟味させていただく形でございます。図が分かりづらくて申し訳ございませんでした。

○佐藤会長

原田委員、よろしいでしょうか。

○原田委員

(うなづく)

○佐藤会長

原田委員もご存じかと思えますけれども、地域の個別ケア会議というものはまさに随時開かれていて、2回だけではとても回るものではなくて、何回もやっぺらるわけですが、その中で法律的な意見を伺いたいときには、そのときだけ派遣するというか、それが1回なのか2回なのかよく分かりませんが、そういう想定をされているようですので、この会議を2回だけやるという趣旨ではなくて、そこへ派遣するときもあるというイメージです。

○原田委員

この会議を開くのに、専門職会議を毎回通るのかというのを確認したかったところですが。ありがとうございます。

○佐藤会長

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

ご質問、ご意見等ございますか。

事務局が苦労してつくってくれたフローチャートなのですが、図がかえってイメージを固定化してしまうようなところがあるので、今ご説明を補足していただきました。ありがとうございました。

もしほかにご意見がないようであれば、事務局のほうで承認をしていただきたいという来年度の会議体の在り方の全体像についてと、定例会議の委員を加えますというご意見、それから、臨時開催という言い方がどうも私は引かかるのですが、臨時開催をするというアウトリーチの地域ケア会議への派遣という構想を今事務局からご提案があったわけですが、これについてこの会議体として承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤会長

ありがとうございました。

#### (4) 来年度のスケジュールについて

○佐藤会長

では、次の議題に移りたいと思います。来年度のスケジュールです。これについて資料があると思いますが、事務局からご説明いただきたいと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

議題4です。資料4をお手元にご用意いただけたらと思います。「来年度のスケジュールについて」ということで、ざっくりとしたスケジュールになっておりますので、イメージをつかんでいただく程度で納めていただければと思います。

資料4の上のほうから説明させていただきます。中核機関の設置ということで、権利擁護支援等推進協議会、日にちも何となく入れさせていただいております。この日にちでできたらという今の段階での提案でございます。定例会議も6月、9月、12月、3月の第1木曜日で設定させていただいております。時間は同じ2時ぐらいを想定しているところです。

中核機関を立ち上げまして、中核機関の名称がまだ確定ではないのですが、「権利擁護サポートセンター」という名称を考えておりますが、まだ確定ではありません。体制といたしましては、これも確定ではないのですが、社会福祉士2名体制を検討しております。ただ、2名では厳しいので、地域包括ケア推進課の係内でバックアップしながらスタートできればと考えています。

専門職相談は、先ほど提案させていただいたものを適宜実施していきたいというところです。

広報・啓発については、まずは中核機関のリーフレットと、「福祉ガイド」という市が発行しているものがあるので、そこに中核機関を掲載していきながら市民に周知を図りたいと思っております。

また、成年後見制度の周知ということで、これは今現在、毎年行っているものなのですが、成年後見制度のパンフレット作成・配布を行っていききたいということと、市民向けの講演会を年に2回予定しております。この6月から9月の間や10月から2月の間で1回ずつできたらと考えているところでございます。これも今やっているもので、今年はコロナ禍で1回しかできない見込みです。今度の土曜日に1回目を開く予定にしております。

最後に人材育成についてです。専門職向けの研修について、実施を検討しておりますので、ここの講師派遣につきましては、委員の皆様にご協力いただきたいと思っております。

これはちょっと市役所の事情で申し訳ないのですが、一次相談機関に向けての研修と後見人向けの研修を想定はしているのですが、予算の関係もありまして、毎年両方というのが今の段階ではちょっと難しい状況でございまして、隔年で一次相談向けをやったら次は後見人向け研修という形でいきたいと思っております。今後、予算の部分で都合がつけば、年間で一次相談向けと後見人向けが両方できることもあり得るかもしれません。

その他の研修として、ケアマネジャーの共催研修というものがあまして、そこでまず中核機関の周知を図りたいというところと、包括支援センターや在宅介護支援センター向けの権利擁護研修は、権利擁護研修用の枠が我々の課にあるので、その予算を使いながら、包括支援センター等に向けて意思決定支援や中核機関についての研修ができたかと考えているところです。

「権利擁護サポーター養成講座」と書かれていますが、現在、市民後見人養成講座ということで障害福祉課のほうで実施しております。これはちょっと紛らわしいのですが、来年度は障害福祉課のほうで行う予定にはなっているのですが、令和5年は我々のほうに引き継いで、高齢者や障害を含めた人材育成の講座を開きたいと考えているところです。

最後に、法人後見支援は適宜実施。ただ、先ほどの社会福祉協議会の丸山さんのお話では、まずは日常生活自立支援事業からという話でありましたので、ここについてはゆっくり時間をかけながらになっていくのかなというところでございます。

スケジュールについては以上でございます。

#### ○佐藤会長

ありがとうございました。

来年度のスケジュールで、日にちが仮置きで入っています。仮置きで入れられると我々も調整がなかなか難しいのですけれども、こういう想定でということだと思います。来年度に入りましたら、具体的にこの日というのが委員の皆様にお知らせされるだろうと想定しています。私もこの日にちはまだ確認をしていないので、どうなのかなという感じではありますけれども、今のスケジュール感はこのようなものだということでございます。

委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

スケジュール感はこのようなものだということにさせていただいて、今日の議事としてはこれで終わりです。毎回指名をして大変失礼ですけれども、家裁から今日も陪席でご参加いただいておりますので、家裁のほうから何かご質問やご意見ございますか。

#### ○千葉家庭裁判所

千葉家庭裁判所本庁の主任書記官をしております吉田と申します。

本日、船橋市の基本計画の策定や中核機関の設置へ向けた貴重なお話を伺うことができて、とても参考になりました。

今後引き続き裁判所のできる範囲、方法にはなりますけれども、地方公共団体や中核機関などと連携していけたらと思っております。本日はどうもありがとうございました。

#### ○佐藤会長

ありがとうございました。突然指名をして恐縮です。せっかくですから、家裁からもご発言いただかないと申し訳ないなという感じで、ありがとうございました。

ほかのことで委員の皆様、何かございますか。

特にないようであれば、スケジュールも今のよう感じで承認されたということ  
で今日の議事を終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

○事務局（窪田課長補佐）

本日、皆様お忙しい中、第4回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただき  
ましてありがとうございます。

「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」につきましては、皆様方からご協力を  
賜り、無事形づくることができました。改めて御礼申し上げます。

事務連絡に入る前に、この場をお借りしまして、船橋市健康・高齢部長の土屋か  
ら一言お話をさせていただきます。

○土屋健康・高齢部長

健康・高齢部長、土屋でございます。

本日は、大変お忙しい中、船橋市成年後見制度利用促進基本計画の最終取りまと  
めに向けまして、長時間にわたり活発なご議論をいただきまして、誠にありがとう  
ございました。

本計画につきましては、令和元年度から勉強会という形でスタートしまして、昨  
年度は成年後見制度利用促進検討会という形で7回、今年度に入りまして、船橋市  
権利擁護支援等推進協議会を立ち上げ、4回会議を行いました。精力的にご議論い  
ただきまして誠にありがとうございます。コロナ禍という大変な状況の中ではご  
ざいしましたが、おかげをもちまして充実した内容の計画に仕上げさせていただいたと考  
えております。

令和4年度には中核機関を立ち上げ、まだこれからスタートという状況でござい  
ますが、今後も皆様のお力添えをいただきたく存じます。

改めまして、これまでのご理解、ご協力に感謝を申し上げ、また、今後のお力添  
えをお願い申し上げます、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にあり  
がとうございました。

○事務局（窪田課長補佐）

最後に事務連絡でございます。

この後、船橋市成年後見制度利用促進基本計画につきましては、市役所内で再度  
ブラッシュアップをしました後、市長の承認を得まして計画策定完了となります。  
その後、製本等を経まして来年度早々に市民の皆様にご公開できるよう進めてまい  
りたいと思います。

4月からは地域包括ケア推進課内に中核機関を設置いたします。皆様方のお力添  
えをいただきながら運営してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、  
ホームページへ掲載いたします。また、来年度の船橋市権利擁護支援等推進協議会

につきましては、5月10日ごろを予定しております。会議の開催案内については改めてご連絡させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

### 3. 閉会

#### ○佐藤会長

ありがとうございました。

以上で今日の議事は終わるのですが、今年度最後の会議ということなので、私のほうから一言お話をさせていただきたいと思います。部長の挨拶が終わっているのに私が重ねて何か挨拶するというのは、非常に部長に対しては申し訳ない感じが。

先ほどの部長のご案内にもございましたように、令和元年度から勉強会を始めてもう3年、4年とたっているわけですが、その間、ようやくここまで来たかという感じを私も個人的に思っております。市役所の関係部局の方々の調整というのは非常に大変だったろうと想像しております。しかも、成年後見制度を役所の方が最初から詳しいわけではないのですけれども、とても努力されて、いろいろな本を読まれて、非常にいい計画になったのだらうと思っております。

これからこの計画を基にして先に進んでいくわけですが、計画ができたから何かうまくいくというわけでもなく、計画はないと駄目なのですが、市内の専門職や市社協あるいは関係各機関との連携が取れないと計画倒れになってしまいますので、市役所もそうですけれども、市内の専門職団体、我々は令和元年以前から何年にもわたって独自の連携活動を続けてきたわけですが、これからも市内の関係各機関と連携を取って、この計画をさらに実りあるものにしていきたいと思っております。

最後になりますけれども、本当にこの計画をつくるに当たって非常に努力された包括ケア推進課の職員の皆様に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、今日の会議はこれで終わります。ありがとうございました。

15時18分閉会